

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年8月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400089 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2400002 号

第 1 結論

昭和 44 年*月*日から昭和 47 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年*月*日から昭和 47 年 4 月 1 日まで

1972 年に大学を卒業し、就職先の会社の本社がある A に出張した同年 4 月から 6 月頃に、B 駅近くの社会保険事務所で自宅に届いていたハガキを提出し、請求期間の国民年金保険料を納付した。しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために加入者に国民年金の記号番号が払い出されることとされていた。

一方、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(*)は、請求者が昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の記号番号が、基礎年金番号として平成 9 年 1 月 1 日に付番されていることは確認できるが、現在まで請求者が国民年金に加入した記録はなく、請求期間については、国民年金に未加入とされている上、日本年金機構は、紙台帳検索システムにおいて検索したが、請求者の基礎年金番号(*)以外に国民年金の記号番号及び基礎年金番号が払い出された事実は確認できない旨回答しており、請求者が請求期間当時の住所地であったとする C 市は、国民年金の記号番号の払出簿及び索引名簿を確認したが、請求者に対して国民年金の記号番号は払い出されていない旨回答していることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、1972 (昭和 47) 年に大学を卒業し、就職先の会社の本社がある A に出張した同年 4 月から 6 月頃に、請求期間に係る国民年金保険料を B 駅近くの社会保険事務所 (当時) において、送られてきたハガキに現金を添えて納付した旨主張しているところ、日本年金機構は、昭和 58 年 7 月 1 日より前については、A 市内の社会保険事務所は、健康保険及び厚生年金保険の業務のみ取り扱っており、当該社会保険事務所の窓口では、国民年金保険料を納付することはできなかった旨回答及び陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者とカナ氏名及び生年月日が同一の者に係る基礎年金番号に未統合の国民年金の記号番号が確認できるところ、当該記号番号に係る国民年金被保険者名簿に記録されている被保険者名は、請求者とは姓名の一部の漢字表記が異なっており、

当該名簿に記録されている内容についても請求者が主張する納付状況等の内容とは異なっていることから、当該記号番号に係る国民年金被保険者記録が請求者の記録であると認めることはできない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。